

掲載内容

第1章 法定相続情報証明制度と手続の通則

第1 法定相続情報証明制度の概要

- 1 法定相続情報証明制度とは
- 2 法定相続情報証明制度新設の背景
- 3 登記所における帳簿の整備

第2 法定相続情報一覧図の写しを相続手続の添付情報とする場合の取扱い

- 1 不動産登記の申請等における法定相続情報一覧図の写しの取扱い
- 2 不動産登記の申請以外の利用

第3 手続の流れと申出書類の通則的事項

- 1 必要書類の収集
- 2 法定相続情報一覧図の作成
- 3 申出書の作成
- 4 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出
- 5 法定相続情報一覧図の写しの交付
- 6 法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出
- 7 法定相続情報に変更が生じた場合の再度の申出

第2章 法定相続情報一覧図に記載する相続人

第1 はじめに

第2 適用される民法について

第3 法定相続情報一覧図に記載する相続人

- 1 配偶者
- 2 子(第一順位)
- 3 子の代襲相続人
- 4 直系尊属(第二順位)
- 5 兄弟姉妹(第三順位)
- 6 兄弟姉妹の代襲相続人
- 7 胎児
- 8 相続放棄
- 9 推定相続人の廃除
- 10 相続欠格
- 11 同時死亡

第4 法定相続分に影響のある血族関係

- 1 嫡出子と嫡出でない子がいる場合
- 2 異父母の兄弟姉妹がいる場合

第3章 ケース別 書類作成のポイント

第1 法定相続情報一覧図

- 1 法定相続人が配偶者のみの場合
Case1 配偶者のみの場合
- 2 法定相続人が配偶者及び子である場合
Case2 配偶者のほか、子3人がある場合
Case3 被相続人に離婚歴がある場合
Case4 被相続人に複数の離婚歴がある場合

Case5 配偶者のほか、嫡出でない子がいる場合(平成25年9月4日以前に開始した相続の場合)

Case6 配偶者のほか、養子がいる場合

Case7 配偶者のほか、子が多数であり、法定相続情報一覧図が複数枚にわたる場合

Case8 列举形式(配偶者のほか、子が複数の場合)

3 法定相続人が配偶者及び親(父母)等である場合

Case9 配偶者のほか、親1人(父又は母)がいる場合

Case10 配偶者のほか、親2人(父及び母)がいる場合

Case11 配偶者のほか、祖父又は祖母1人がある場合

4 法定相続人が配偶者及び兄弟姉妹である場合

Case12 配偶者のほか、兄弟姉妹がいる場合

Case13 配偶者のほか、異父母の兄弟姉妹がいる場合

Case14 配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹がいる場合

Case15 配偶者のほか、兄弟姉妹が多数であり、法定相続情報一覧図が複数枚にわたる場合

Case16 列举形式(配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹がいる場合)

5 法定相続人が配偶者及び甥・姪である場合

Case17 配偶者のほか、甥・姪がいる場合

Case18 配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹の子である甥・姪がいる場合

Case19 配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹の子である甥・姪及び異父母の兄弟姉妹の子である甥・姪がいる場合

Case20 配偶者のほか、甥・姪が多数であり、法定相続情報一覧図が複数枚にわたる場合

Case21 列举形式(配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹の子である甥・姪がいる場合)

6 法定相続人が子のみの場合

Case22 子3人がある場合

Case23 嫡出でない子がいる場合(平成25年9月4日以前に開始した相続の場合)

Case24 養子がいる場合

Case25 子が多数であり、法定相続情報一覧図が複数枚にわたる場合

Case26 列举形式(子が複数の場合)

7 法定相続人が親のみの場合

Case27 親1人(父又は母)がいる場合

Case28 親2人(父及び母)がいる場合

Case29 親2人うち一方が養父・養母である場合

8 法定相続人が兄弟姉妹のみの場合

Case30 兄弟姉妹がいる場合

Case31 異父母の兄弟姉妹がいる場合

Case32 列举形式(異父母の兄弟姉妹がいる場合)

9 法定相続人が甥・姪である場合

Case33 甥・姪のみの場合

Case34 同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹の子である甥・姪がいる場合

Case35 同父母の兄弟姉妹の子である甥・姪及び異父母の兄弟姉妹の子である甥・姪がいる場合

Case36 列举形式(同父母の兄弟姉妹の子である甥・姪及び異父母の兄弟姉妹の子である甥・姪がいる場合)

10 代襲相続が生じている場合(直系の場合)

Case37 代襲相続が生じている場合(配偶者及び複数の子があり、子について代襲相続が生じている場合)

Case38 再代襲が生じ、法定相続情報一覧図が複数枚にわたる場合(配偶者及び複数の子があり、子について代襲者を更に代襲する場合)

11 数次相続人が生じている場合

Case39 数次相続が生じている場合(相続発生後、被相続人の配偶者が死亡している場合)

Case40 数次相続が生じている場合(相続発生後、配偶者及び子が順次死亡している場合)

第2 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

Case41 相続人1人が申出をする場合(被相続人名義の不動産がない場合)

Case42 相続人1人が申出をする場合(被相続人名義の不動産がある場合)

Case43 複数の相続人が連名で申出をする場合

Case44 数次相続が生じている場合

第3 法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出書

Case45 当初の申出人が再交付の申出をする場合

Case46 当初の申出人の相続人が再交付の申出をする場合

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

円滑な制度利用のための
留意点を明示!

ケース別

法定相続情報証明制度 書類作成のポイント

—法定相続情報一覧図・申出書—

編集 日本司法書士会連合会

法定相続人や申出人の異なる46件のケースを取り上げ、**書類作成例を掲げたうえで**作成時のポイントを解説しています。

各ケースの末尾に、申出時の必要書類の情報を**表形式でわかりやすく**まとめてあります。

日本司法書士会連合会の編集による、確かな内容です。

B5判・総頁248頁
本体価格3,400円+税
送料実費

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339
受付時間 8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



11 数次相続が生じている場合

Case39 数次相続が生じている場合（相続発生後、被相続人の配偶者が死亡している場合）

作成時のポイント

被相続人 春 野 太 郎 法定相続情報

最後の住所
 ○県○市○町○番○号
 最後の本籍
 ○県○市○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成○年○月○日
 (被相続人)
 春 野 太 郎

住所 ○県○市○町○番○号
 出生 昭和○年○月○日
 (長男)
 春 野 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町○番○号
 出生 昭和○年○月○日
 (長女)
 春 野 優 子

住所 ○県○市○町○番○号
 出生 昭和○年○月○日
 (二男)
 春 野 二 郎

1 ① 住民票の除票又は戸籍の附票記載のとおり正確な住所が記載されているか

② 最後の住所が確認できない場合、又は任意で最後の本籍を併記する場合、戸籍記載のとおり正確な本籍地が記載されているか

住所 ○県○市○町○番○号
 出生 昭和○年○月○日
 (妻)
 春 野 花 子

2 ① 申出人の表示があるか

② 相続分の表示や遺産分割、相続放棄の表示、相続開始後に死亡した相続人の死亡年月日など、不要な表示がないか

③ 相続開始前に死亡した推定相続人や廃除された推定相続人が記載されていないか

以下余白

作成日: 令和○年○月○日
 作成者: 司法書士 ○○○○ 印
 事務所: ○県○市○町○番○号

3 作成日の表示と作成者の記名押印(又は名押印)

ポイント解説

1 被相続人の表示

1 被相続人の表示項目

被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を記載し、被相続人の氏名には「被相続人」と併記します（規則247①一、基本通達第2 3(3)イ）。また、申出人の任意により、最後の住所に並べて最後の本籍を記載することもできます。

2 住所の表示

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載します。

また、申出人の任意により、最後の住所に並べて最後の本籍を記載することもできますが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載しなければなりません（基本通達第2 3(3)コ）。

3 戸籍記載の氏名が誤字・俗字の場合

戸籍に記載されている被相続人や相続人の氏名が誤字・俗字である場合、一覧図に記載する氏名は、戸籍に記載のある文字と正字に引き直された文字のいずれでも差し支えないとされています。

Case16 列挙形式（配偶者のほか、同父母の兄弟姉妹及び異父母の兄弟姉妹がいる場合）

作成時のポイント

被相続人 春 野 太 郎 法定相続情報

最後の住所	〇県〇市〇町〇番〇号
最後の本籍	〇県〇市〇町〇番地
出生	昭和〇年〇月〇日
死亡	令和〇年〇月〇日
(被相続人)	春 野 太 郎

住所	〇県〇市〇町〇番〇号
出生	昭和〇年〇月〇日
(妻)	春 野 花 子 (申出人)

住所	〇県〇市〇町〇番〇号
出生	昭和〇年〇月〇日
(父母の双方を同じくする弟)	春 野 松 男

住所	〇県〇市〇町〇番〇号
出生	昭和〇年〇月〇日
(父母の双方を同じくする弟)	春 野 竹 男

住所	〇県〇市〇町〇番〇号
出生	昭和〇年〇月〇日
(父母の一方を同じくする妹)	秋 山 夏 子

以下余白

作成日：令和〇年〇月〇日
作成者：司法書士 〇〇〇〇 印
事務所：〇県〇市〇町〇番〇号

① 一覧図の写しの利用目的が兄弟姉妹の同父母・異父母の別を示す必要のないときまで当該事項を記載していないか

② ①住民票の除票又は戸籍の附票記載のとおり正確な住所が記載されているか

③ ②最後の住所が確認できない場合、又は任意で最後の本籍を併記する場合、戸籍記載のとおり正確な本籍地が記載されているか

④ ③申出人の表示があるか

⑤ ④相続分の表示や遺産分割、相続放棄の表示、相続開始後に死亡した相続人の死亡年月日など、不要な表示がないか

⑥ ⑤相続開始前に死亡した推定相続人や廃除された推定相続人が記載されていないか

⑦ ⑥相続人の続柄の表示が被相続人との続柄となっているか

⑧ ⑦作成日の表示と作成者の記名押印（又は署名）、資格名の記載があるか

5 法定相続人が配偶者及び甥・姪である場合

Case17 配偶者のほか、甥・姪がいる場合

作成時のポイント

被相続人 春 野 太 郎 法定相続情報	
被代襲者 (昭和〇年〇月〇日死亡)	住所 〇県〇市〇町〇番〇号 出生 昭和〇年〇月〇日 (甥・代襲者) 春 野 学
(父)	住所 〇県〇市〇町〇番〇号 出生 昭和〇年〇月〇日 (姪・代襲者) 春 野 和 美
被代襲者 (昭和〇年〇月〇日死亡)	住所 〇県〇市〇町〇番〇号 出生 昭和〇年〇月〇日 (姪・代襲者) 春 野 久 美
(母)	
最後の住所 〇県〇市〇町〇番〇号 最後の本籍 〇県〇市〇町〇番地 出生 昭和〇年〇月〇日 死亡 平成〇年〇月〇日 (被相続人) 春 野 太 郎	
住所 〇県〇市〇町〇番〇号 出生 昭和〇年〇月〇日 (妻) 春 野 花 子 (申出人)	

① 被相続人と兄弟姉妹それぞれとの両親との関係が示されているか

② ①住民票の除票又は戸籍の附票記載のとおり正確な住所が記載されているか

③ ②最後の住所が確認できない場合、又は任意で最後の本籍を併記する場合、戸籍記載のとおり正確な本籍地が記載されているか

④ ③申出人の表示があるか

⑤ ④相続分の表示や遺産分割、相続放棄の表示、相続開始後に死亡した相続人の死亡年月日など、不要な表示がないか

⑥ ⑤相続開始前に死亡した推定相続人や廃除された推定相続人が記載されていないか